

#ちょいボラキャンペーン 2025 募集要項

1 概要

千葉県では、多くの県民が NPO 活動やボランティア活動等の県民活動への理解を深め、活動への参加につなげていくため、身近なことでできる“ちょっとした”ボランティア活動「#ちょいボラ」の普及促進を図っています。

この取組の一環として、ちば県民活動 PR 月間に合わせ、県内で実施する「#ちょいボラ」の活動報告を募集し、県ホームページや Facebook 等で紹介することで更なる普及促進を図ります。

2 対象となる活動

県内で実施する“ちょっとした”ボランティア活動。ただし、次の事項に該当する活動を除きます。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動
 - (2) 特定の公職者（候補者を含む）、また政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動
 - (3) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある活動
- [例] 公園や街中でゴミ拾い、散歩しながら防犯パトロール、使用済切手やベルマークの寄付 など

3 応募手続

(1) 応募方法

次のア、イの書類を添えて、郵送、持参またはちば電子申請サービスによりご応募ください。

ア #ちょいボラ 活動報告書※1

イ 活動写真 1～2 枚※2

※1 ちば電子申請サービスによる応募の場合は、添付不要です。

※2 県ホームページや Facebook 等へ掲載されますので、個人が特定されるおそれのある情報や公開の許可を得ていない情報が含まれる場合は、黒塗りやぼかし等の加工を行った上でご提出ください。

(2) 提出先

ア 郵送または持参により提出する場合

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号（本庁舎 4 階）

千葉県環境生活部県民生活課 県民活動推進班

イ ちば電子申請サービスにより提出する場合

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47798

(3) 応募期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）必着

4 注意事項

- (1) 「#ちょいボラ」の実施に係る経費・役務は自己負担となります。
- (2) 千葉県は、「#ちょいボラ」を行ったことに起因し、生じた損失または危害について、一切の責任を負いません。
- (3) 千葉県は、「#ちょいボラ」のイメージを侵害するおそれがある活動等については、紹介を行わない場合があります。